

福井県報

第 398 号
令和 8 年
4月28日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 福井県立美術館観覧料の徴収事務委託(252・県立美術館)……………2
- 介護保険法に基づく指定事業所、廃止事業所等の告示(253・長寿福祉課)……………2
- 救急業務に係る医療機関の認定(254・福井保健所)……………2
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(255～259・森づくり課)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(260～265・福井農林総合事務所)……………4
- 土地改良区の定款変更の認可(266・奥越農林総合事務所)……………5
- 私道の廃止の届出(267・小浜土木事務所)……………5
- 道路の位置の指定(268・同)……………5
- ※福井県財務規則第203条第1項の規定に基づく指定金融機関等の指定の一部改正(269・審査指導課)……………5

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(DX推進課)……………5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(危機管理課)……………6
- 令和8年度狩猟免許試験の実施(自然環境課)……………6
- 令和8年度狩猟免許の更新に伴う適性検査および講習の実施(同)……………8
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(保健予防課)……………10
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………12
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(商業・市場開拓課)……………14
- 土地改良区の役員の退任(2件・福井農林総合事務所)……………15
- 土地改良区の役員の就任(3件・同)……………16
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………17
- 土地改良区の役員の就任(同)……………17

- 土地改良区の役員の退任および就任(奥越農林総合事務所)……………17
- 土地改良区の役員の退任(丹南農林総合事務所)……………18
- 土地改良区の役員の就任(同)……………18

告 示

福井県告示第252号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立美術館の観覧料の徴収の事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
福井不動産管理株式会社
福井市順化1丁目5番4号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県立美術館観覧料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和8年4月1日

福井県告示第253号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1871701262	訪問介護事業所 福の輪	福井県坂井市丸岡町寅国 12-8-7	福の輪ケアサービス株式会社	令和8年4月1日	訪問介護

福井県告示第254号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 区分 救急病院

- 2 名称 福井県済生会病院
3 所在地 福井県福井市和田中町舟橋7番地1
4 認定の有効期間
自 令和8年5月1日
至 令和11年4月30日

福井県告示第255号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市西山47字大谷1の2・1の26から1の28まで（以上4筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第256号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
坂井市丸岡町油為頭9字石倉30の2、30の3、31の1
- 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第257号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市阿難祖領家34字熊原1の2、1の213から1の339まで、35字真ノ谷1の1、1の2、36字鍛冶屋谷1の28から1の43まで、1の52から1の59まで、1の62
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第258号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を

受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大飯郡高浜町上津1字サブ峠6、4字中ノ谷3、4の1、4の2、5字場所9から2まで、12字スノコ6の1から6の3まで、15字長通13から21まで、22の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および高浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第259号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大飯郡おおい町名田庄奥坂本54字村上28の1から28の5まで、29の1から29の5まで、55字平尾1の1、1の2、1の4から1の8まで、2の1、2の3から2の28まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁およびおおい町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第260号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
芝原用水土地改良区	令和8年4月17日

福井県告示第261号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
主計土地改良区	令和8年4月17日

福井県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
下志比谷口土地改良区	令和8年4月17日

福井県告示第263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
神明下土地改良区	令和8年4月17日

福井県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
足羽南部第二土地改良区	令和8年4月17日

福井県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
御陵土地改良区	令和8年4月17日

福井県告示第266号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

土地改良区の名称	認可年月日
大野市土地改良区	令和8年4月14日

福井県告示第267号

福井県建築基準条例（昭和36年福井県条例第21号）第34条第1項の規定による私道の廃止の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月28日

福井県嶺南振興局長 高橋 道男

- 届出者の住所ならびに名称および代表者の氏名
小浜市山王前1丁目8番13号
杉谷建設有限会社
代表取締役 杉谷 光由

2 廃止の届出を受けた道路の表示

道路の位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)

小浜市雲浜1丁目6号梅田4番3	5.95	29.75
-----------------	------	-------

3 届出のあった日

令和8年4月14日

福井県告示第268号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により次のとおり公告する。

令和8年4月28日

福井県嶺南振興局長 高橋 道男

- 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
小浜市山王前1丁目8番13号
杉谷建設有限会社
代表取締役 杉谷 光由

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
小浜市雲浜1丁目6号梅田4番3、8番8、9番4、13番7および15番8	①6.00 ②6.00	①29.7 ②28.7

福井県告示第269号

福井県財務規則第203条第1項の規定に基づく指定金融機関等の指定（昭和59年福井県告示第276号）の一部を次のように改正し、令和8年5月2日から施行する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

収納代理金融機関の表中「福邦銀行 | 日本国内に所在する店舗 |」を削る。
備考2「福邦銀行、」を削る。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
市町基幹業務システムの標準化・共通化支援業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県未来創造部DX推進課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
株式会社日立コンサルティング
東京都千代田区麹町2丁目4番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
71,940,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県災害情報インターネットシステム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月27日
- 4 落札者の名称および住所
日本無線・マルツ電波福井県災害情報インターネットシステム再構築業務共同企業体
福井県福井市豊島2丁目7番4号
- 5 落札金額
35,872,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

福井県災害情報インターネットシステムは搭載されているソフトウェアは同社が開発したプログラムであり、関連機器と複数に連携している。また、災害時の防災情報を提供するシステムであり、稼働中のシステムの停止や誤作動を起こしてはならない。以上の理由から、本システムを安定運用できるのは開発業者のみであるため。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験（以下「狩猟免許試験」という。）を実施するので、法施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

- 1 狩猟免許試験の期日、時間、場所および申請期間
試験は、下記の会場で開催する。

	試験日	時間	場所	申請期間
第1回	令和8年7月20日(月・祝)	9時30分から 16時30分まで	福井県立大学永平寺キャンパス 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	令和8年5月7日(木)から 令和8年6月23日(火)まで
第2回	令和8年8月2日(日)	9時30分から 16時30分まで	リブラ若狭(若狭町中央公民館) 三方上中郡若狭町中央1-2	令和8年5月7日(木)から 令和8年7月7日(火)まで

2 狩猟免許試験の内容

- (1) 適性試験(視力、聴力および運動能力)
- (2) 知識試験(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣に関する知識、猟具に関する知識および鳥獣の保護管理に関する知識)
- (3) 技能試験(猟具の取扱い、鳥獣の判別および距離の目測(第一種銃猟免許または第二種銃猟免許受験者に限る。))

3 狩猟免許試験の受験資格

試験を受けることができる者は福井県内に住所を有する者で、法第40条第2号から第6号までのいずれにも該当しない者。ただし、網猟免許およびわな猟免許については18歳以上(試験日現在)の者、第一種銃猟免許および第二種銃猟免許については20歳以上(試験日現在)の者に限る。

4 受験等の手続

試験を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狩猟免許申請書(以下「申請書」という。)にそれぞれ次に掲げるものを添付して、申請者の住所地を管轄する各農林総合事務所林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部林業水産課(以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。)に提出すること。

(1) 写真 1枚

(無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。)

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合。)

(3) 医師の診断書 1通

(猟銃・空気銃所持許可証を未所持の場合。申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するもので、申請日前6か月以内に診断されたもの。)

(4) 返信用封筒 1通

(110円分の郵便切手を貼り、あて先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの。)

5 狩猟免許試験の手数料の納入
 免許1種類につき5,200円
 (現に有効な狩猟免許を受けている者が、これと異なる種類の狩猟免許を受けようとする場合は、免許1種類につき3,900円)を納付書(住所地を管轄する鳥獣関係行政機関にて配布)により納付し納入済証を申請書の所定欄に貼り付けること、またはコンビニ支払い・クレジット払いにより申込番号を申請書の所定欄に記入すること。

6 合格者の発表
 試験の結果については、試験終了後受験者に郵送で可否を通知し、合格者には鳥獣関係行政機関を通じて狩猟免許を交付する。

7 その他
 試験の結果については、合格発表の日から1か月間、福井県エネルギー環境部自然環境課内において口頭による開示請求を行うことができる。開示する内容は、知識試験、技能試験の得点および適性試験の可否とする。

受験等の手続その他試験に関する問合せは、福井県エネルギー環境部自然環境課(電話0776-20-0306)または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関あてに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776(21)8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776(81)3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779(65)1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778(23)4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	917-0297	0770(56)2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770(22)0291

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)法第51条第2項の規定による適性試験および同条第4項に規定する講習(以下「更新講習」という。)を次のとおり実施するので、法施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。)第51条第2項(規則第59条第2項において準用する。)の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月28日
 福井県知事 石田 嵩人

1 更新講習の期日、時間、場所および申請期間

(1) 更新講習
 更新講習は、下記のとおり県内3か所の会場で開催する。

	試験日	時間	場所	申請期間
第1回	令和8年6月28日(日)	[1回目] 9:00~12:30 [2回目] 13:30~17:00	福井県立大学小浜キャンパス 小浜市学園町1-1	令和8年5月7日(木) から 令和8年6月2日(火) まで
第2回	令和8年7月5日(日)	[1回目] 9:00~12:30 [2回目] 13:30~17:00	福井県立大学永平寺キャンパス 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	令和8年5月7日(木) から 令和8年6月2日(火) まで
第3回	令和8年7月24日(金)	[1回目] 9:00~12:30 [2回目] 13:30~17:00	NOSA I 福井 鯖江市横越町18-41-1	令和8年5月7日(木) から 令和8年6月2日(火) まで

2 更新講習の内容

(1) 更新講習

- ア 適性検査(視力、聴力および運動能力)
- イ 講習(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理に関する知識、鳥獣の判別、猟具の取扱い)

3 更新講習の手続

更新講習を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狩猟免許更新申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げるものを添付して、申請者の住所地を管轄する各農林総合事務所林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課または嶺南振興局二州農林部林業水産課(以下これらを「鳥獣関係行政機関」という。)に提出すること。

(1) 写真 1枚

(無帽、正面、上三分身および無背景の本人像を申請日前6か月以内に撮影したもので、大きさは縦3.0cm、横2.4cmとする。なお、裏面に氏名および撮影年月日を記入すること。)

(2) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合。)

(3) 医師の診断書 1通

(猟銃・空気銃所持許可証を未所持の場合のみ。申請者が法第40条第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを証するもので、申請日前6か月以内に診断されたもの。)

(4) 返信用封筒 1通

(110円分の郵便切手を貼り、あて先として申請者本人の郵便番号、住所および氏名を記入したもの。)

4 更新講習の手数料の納入

次に掲げる手数料を納付書により納付し納入済証を申請書の所定欄に貼り付けること、またはコンビニ支払い・クレジット払いにより申込番号を申請書の所定欄に記入すること。

(1) 更新講習の手数料

免許1種類につき2,900円

更新講習の手続その他受講に関する問い合わせは、福井県エネルギー環境部自然環境課（電話0776-20-0306）または次の表に掲げる鳥獣関係行政機関あてに行うこと。

名称	住所地	郵便番号	連絡先
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本3丁目16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776 (21) 8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776 (81) 3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779 (65) 1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778 (23) 4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷1丁目101 若狭合同庁舎	917-0297	0770 (56) 2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770 (22) 0291

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする業務の名称および数量

県民健康センター胃部X線撮影装置更新業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札まで

に資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出（福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する者に限る。）

福井県が利用する電子契約サービスによる契約を希望する場合は、落札決定後すみやかに（当日中）、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を以下のメールアドレス宛て提出すること。

様式：https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro_d/fil/densi-keiyaku-kakuninsyo.docx

提出先(e-mail) :hoken-yobo@pref.fukui.lg.jp

※電子契約サービスに関しては、以下のURLを参照のこと。

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dx-suishin/denshikeiyaku_intro.html

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者にとっては、入札説明書に定める様式1。）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年4月28日（火）9時から令和8年5月14日（木）16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課

電話0776-20-0349

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年6月9日（火）8時30分から17時まで

令和8年6月10日（水）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和8年6月11日（木）11時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 入札説明書等の交付、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部健康医療局保健予防課

電話0776-20-0349

入札説明書等の交付は、上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

10 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）作成の要否

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井条例第31号。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の

規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Prefectural Health Center gastric X-ray imaging equipment replacement work”

(2) Date and Time of Bidding:

8:30A.M. 9th June2026 - 4:00P.M. 10th June2026”

(3) Period of contract:

31th March 2027 “

(4) The place for delivery and Contact for notice :

Health Prevention Division, Fukui Prefectural Government, 3-17-1
Ote Fukui-city Fukui Pref. 910-8580, (JAPAN) TEL 0776-20-0349”

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品および役務（以下「調達物品等」という。）の名称および数量

生体情報監視システムの更新および保守業務 一式

(2) 調達物品等の内容

入札説明書および生体情報監視システムの更新および保守業務調達仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

令和8年9月30日（水）

(4) 保守期間

機器納入日から令和13年9月30日

この場合に福井県において翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削除があった場合は、この契約は解除する。

(5) 納入場所

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院 マシン室ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を

受けている者であること。

(8) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(9) 機器の故障時に速やかに対応する必要があるため、営業所から病院までの所要時間がおおむね1時間以内であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認願により契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

(2) 入札説明書等の交付期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月15日（金）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して契約担当者の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月15日（金）まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとす。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

(提出先)

4(1)と同様とする。

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(エ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し、「入札書（内訳書）在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、ファックス番号）を記載し「入札書（内訳書）在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(エ) 提出場所

4(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年6月8日（月）8時30分から17時まで

令和8年6月9日（火）8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和8年6月10日(水)9時30分

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は、調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品等の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)第75条において準用する福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領

の規定に基づき指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課

総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured
Renewal and maintenance of Biological Information Management system
1set

(2) Date, Time of Bidding
9:30 AM 10th June 2026

(3) Deadline for delivery
30th September 2026

(4) Period of contract
From day of contract to 30th September 2031

(5) The place for delivery and contact point for the notice
Property management division,
Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui, Fukui city,
Fukui Prefecture, 910-8526, Japan.
TEL 0776-57-2944

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べる事ができる。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ハーツはるえ店

坂井市春江町随応寺25字1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称および所在地

(変更前)

ゲンキー春江店・ハーツはるえ店

坂井市春江町随応寺23字19番地1 外32筆

(変更後)

ハーツはるえ店

坂井市春江町随応寺25字1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所および代表者の氏名

(変更前)

①ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

坂井市丸岡町下久米田38字33番

②福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

(変更後)

福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

①ゲンキー株式会社

代表取締役 藤永 賢一

坂井市丸岡町下久米田38字33番

②福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

③有限会社ノリパパ

代表取締役 見谷 典男

福井市新田塚1丁目27番16号

④西村珈琲株式会社

代表取締役 西村 武起

福井市経田2丁目101番地

(変更後)

①福井県民生活協同組合

代表理事 檜原 弘樹

福井市開発5丁目1603番地

②有限会社ノリパパ

代表取締役 見谷 典男

福井市開発2丁目105番地

③西村珈琲株式会社

代表取締役 西村 武泰

福井市経田2丁目101番地

4 変更の年月日

令和8年4月6日

5 変更した理由

届出事務取扱上の便宜を図るため

大規模小売店舗の小売業者の住所および代表者の氏名を変更したため

6 届出のあった日

令和8年4月7日

7 届出の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県坂井市坂井町下新庄1番地1

坂井市産業政策部商工労政課

8 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く)

9 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

下志比谷口土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18

項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	波多野 紀行	吉田郡永平寺町谷口第11号39番地
理事	小林 秀夫	吉田郡永平寺町谷口第14号52番地
理事	波多野 義広	吉田郡永平寺町谷口第18号63番地
理事	和田 敏夫	吉田郡永平寺町谷口第18号73番地
理事	小林 弥寿夫	吉田郡永平寺町谷口第18号37番地
理事	波多野 清志	吉田郡永平寺町谷口第17号15番地
理事	波多野 一宏	吉田郡永平寺町谷口第17号22番地
理事	問井 俊博	吉田郡永平寺町谷口第14号56番地
理事	酒井 秀和	吉田郡永平寺町谷口第11号54番地
理事	酒井 喜範	吉田郡永平寺町谷口第11号29番地
理事	鱈淵 浩司	吉田郡永平寺町谷口第10号1番地
監事	小林 孝文	吉田郡永平寺町谷口第12号73番地
監事	小林 育夫	吉田郡永平寺町谷口第12号63番地2

御陵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	西尾 喜弘	吉田郡永平寺町松岡上合月第9号25番地
理事	栂山 勇	吉田郡永平寺町松岡上合月第7号44番地
理事	池端 延雄	吉田郡永平寺町松岡上合月第7号2番地
理事	森塚 政治	吉田郡永平寺町松岡下合月第19号12番地
理事	藤 善一	吉田郡永平寺町松岡下合月第30号42番地
理事	松浦 肇	吉田郡永平寺町松岡末政第21号41番地
理事	竹内 英俊	吉田郡永平寺町松岡末政第18号44番地
理事	片岡 和治	吉田郡永平寺町松岡渡新田第8号69番地
理事	大田 清之	吉田郡永平寺町松岡兼定島第31号9番地
理事	田中 治和	吉田郡永平寺町松岡兼定島第25号27番地
監事	勝見 隆一	吉田郡永平寺町松岡上合月第8号12番地
監事	前川 嘉治	吉田郡永平寺町松岡下合月第38号12番地

監事 前川 秀樹 吉田郡永平寺町松岡樋爪第2号43番地

芝原用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月19日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
監事	青山 多実雄	福井市三郎丸1丁目605番地

下志比谷口土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	小林 康央	吉田郡永平寺町花谷第13号13番地
理事	小林 博之	吉田郡永平寺町谷口第18号29番地
理事	渡辺 孝行	吉田郡永平寺町谷口第18号45番地
理事	和田 敏夫	吉田郡永平寺町谷口第18号73番地
理事	小林 弥寿夫	吉田郡永平寺町谷口第18号37番地
理事	波多野 清志	吉田郡永平寺町谷口第17号15番地
理事	波多野 一宏	吉田郡永平寺町谷口第17号22番地
理事	問井 俊博	吉田郡永平寺町谷口第14号56番地
理事	酒井 秀和	吉田郡永平寺町谷口第11号54番地
理事	酒井 喜範	吉田郡永平寺町谷口第11号29番地
理事	鱈淵 浩司	吉田郡永平寺町谷口第10号1番地
監事	小林 宏昭	吉田郡永平寺町谷口第18号46番地
監事	小林 政広	吉田郡永平寺町谷口第13号49番地1

御陵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	栂山 勇	吉田郡永平寺町松岡上合月第7号44番地

理事	戸枝 一郎	吉田郡永平寺町松岡上合月第2号26番地
理事	池端 延雄	吉田郡永平寺町松岡上合月第7号2番地
理事	森塚 政治	吉田郡永平寺町松岡下合月第19号12番地
理事	前川 泰弘	吉田郡永平寺町松岡下合月第19号22番地
理事	松浦 幸夫	吉田郡永平寺町松岡末政第21号36番地
理事	竹内 英俊	吉田郡永平寺町松岡末政第18号44番地
理事	大西 泰弘	吉田郡永平寺町松岡渡新田第9号46番地
理事	北川 一昭	吉田郡永平寺町松岡兼定島第21号38番地
理事	森山 貴美子	吉田郡永平寺町松岡兼定島第26号2番地
監事	勝見 隆一	吉田郡永平寺町松岡上合月第8号12番地
監事	牧田 浩志	吉田郡永平寺町松岡下合月第38号53番地5

井場土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	江端 昭男	坂井市三国町川崎第27号14番地甲
〃	森下 喜文	坂井市三国町油屋第1号34番地
〃	大嶋 良	坂井市三国町池見第27号30番地
〃	大嶋 裕一	坂井市三国町池見第26号22番地
〃	平川 利勝	坂井市坂井町高柳第75号34番地1
〃	藤田 晴夫	坂井市坂井町今井第37号2番地
〃	西川 英一	坂井市三国町川崎第27号11番地
〃	立 正一	坂井市坂井町高柳第77号4番地
〃	橋本 栄治	坂井市三国町石丸第22号1番地
〃	森岡 誠二	坂井市三国町楽円第2号25番地
〃	井上 佳孝	坂井市三国町楽円第18号4番地
〃	吉嶋 光生	坂井市三国町石丸第32号12番地乙
監事	中林 透	坂井市三国町楽円第1号20番地3
〃	平川 幸裕	坂井市坂井町高柳第74号20番地
〃	西川 仁	坂井市三国町石丸第32号16番地
〃	南 裕之	坂井市三国町川崎第20号22番地

井場土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和8年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第1

9項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	江端 昭男	坂井市三国町川崎第27号14番地甲
〃	吉嶋 光生	坂井市三国町石丸第32号12番地乙
〃	森下 喜文	坂井市三国町油屋第1号34番地
〃	大嶋 裕一	坂井市三国町池見第26号22番地
〃	大嶋 良	坂井市三国町池見第27号30番地
〃	西川 英一	坂井市三国町川崎第27号11番地
〃	立 正一	坂井市坂井町高柳第77号4番地
〃	森岡 佳一	坂井市三国町楽円第35号34番地
〃	嵐川 眞治	坂井市坂井町高柳第77号6番地
〃	藤島 淳一	坂井市三国町石丸第32号7番地
〃	藤田 健司	坂井市坂井町今井第46号6番地甲
〃	乗京 秀樹	坂井市三国町楽円第18号8番地甲
監事	平川 幸裕	坂井市坂井町高柳第74号20番地
〃	長谷川 郁雄	坂井市三国町石丸第35号7番地1
〃	篠崎 誠	坂井市三国町藤沢第6号18番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、勝山市土地改良区から役員の新任および就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

1 退任（令和8年3月26日）

役職	氏名	住所
理事	石橋 政光	勝山市野向町聖丸第22号22番地
〃	千京 正一	勝山市平泉寺町赤尾第23号3番地
〃	田村 新治	勝山市平泉寺町平泉寺第56号41番地
〃	辻 総一郎	勝山市平泉寺町平泉寺第73号2番地
〃	長谷川 健一	勝山市鹿谷町矢戸口第21号19番地
〃	前川 義信	勝山市荒土町松田第2号59番地
〃	平泉 利栄	勝山市荒土町新保第11号601番地
〃	中山 一喜	勝山市荒土町別所第3号18番地甲
〃	皿澤 吉朗	勝山市荒土町伊波第23号2番地
〃	日谷 昌保	勝山市荒土町細野第77号8番地3

〃	浅井	義一	勝山市野向町龍谷第48号8番地
〃	西村	誠一	勝山市野向町深谷第12号2番地1
〃	水野	忠範	勝山市野向町北野津又第144号3番地
〃	中村	裕也	勝山市片瀬第33号27番地
〃	酒井	稔範	勝山市若猪野第13号13番地
〃	山内	隆雄	勝山市鹿谷町保田第12号1番地
〃	吉田	治彦	勝山市鹿谷町志田第8号4番地
〃	島田	秀夫	勝山市鹿谷町本郷第17号29番地1
〃	辻	範訓	勝山市鹿谷町北西俣第45号2番地
〃	斎藤	茂則	勝山市遅羽町蓬生第30号4番地
監事	石塚	康雄	勝山市野向町薬師神谷第38号11番地
〃	長谷川	敬祐	勝山市平泉寺町岡横江第5号6番地1
〃	山内	一美	勝山市鹿谷町保田第57号28番地1
〃	斎藤	甚三郎	勝山市遅羽町北山第10号19番地
〃	上山	富幸	勝山市平泉寺町大渡第29号18番地3

2 就任 (令和8年3月27日)

役職	氏名	住所
理事	石橋	政光 勝山市野向町聖丸第22号22番地
〃	千京	正一 勝山市平泉寺町赤尾第23号3番地
〃	牧下	正信 勝山市平泉寺町平泉寺第56号73番地甲1
〃	西川	清之 勝山市鹿谷町本郷第17号33番地
〃	水野	忠範 勝山市野向町北野津又第144号3番地
〃	石川	健治 勝山市荒土町北新在家第14号7番地
〃	土田	弥嗣 勝山市荒土町清水島第17号7番地
〃	泉川	隆則 勝山市荒土町北宮地第8号7番地
〃	山内	忠義 勝山市荒土町細野第84号27番地
〃	久保	武治 勝山市荒土町細野口第32号3番地1
〃	有原	治一 勝山市野向町龍谷第49号36番地
〃	木下	清 勝山市野向町深谷第28号7番地2
〃	小林	龍夫 勝山市平泉寺町平泉寺第63号8番地
〃	前川	保広 勝山市猪野口第14号3番地
〃	鳥山	義昭 勝山市遅羽町下荒井第9号24番地
〃	清水	祐二 勝山市鹿谷町保田第21号30番地
〃	嶋田	基昭 勝山市鹿谷町発坂第19号7番地
〃	前川	幸康 勝山市鹿谷町西光寺第6号14番地2
〃	長谷川	健一 勝山市鹿谷町矢戸口第21号19番地
〃	斎藤	甚三郎 勝山市遅羽町北山第10号19番地

〃	下道	恵子	勝山市荒土町北新在家第11号26番地
〃	竹内	富美子	勝山市野向町北野津又第60号23番地
〃	滝本	和子	勝山市平泉寺町平泉寺第170号112番地
監事	三崎	継昭	勝山市荒土町細野第38号3番地
〃	吉田	治彦	勝山市鹿谷町志田第8号4番地
〃	中村	亮一	勝山市片瀬第45号8番地1
〃	南	都志男	勝山市平泉寺町岩ヶ野第8号23番地
〃	酒井	与志弘	勝山市元町1丁目16番3号

池田町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月16日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	佐飛	正 池田町常安17-20
〃	梅田	忠弘 池田町魚見116-22
〃	平野	生雄 池田町稲荷38-8-1
〃	山内	寿文 池田町板垣52-8
〃	飯田	靖啓 池田町西角間50-29-1
〃	飯田	治和 池田町東俣68-4
〃	平井	勉 池田町水海45-12
〃	林	哲幸 池田町池田9-1-2
〃	森田	五保利 池田町谷口5-17
〃	松井	靖明 池田町清水谷5-8
〃	飯田	信治 池田町松ヶ谷38-29
監事	木下	清一 池田町松ヶ谷14-23
〃	山本	美紀子 池田町東俣16-6-2

池田町土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の者が令和7年3月17日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年4月28日

福井県知事 石田 嵩人

役員名	氏名	住所
理事	佐飛	正 池田町常安17-20
〃	飯田	信治 池田町松ヶ谷38-29

ゝ 中川 正雄 池田町月ヶ瀬 3 6 - 8
ゝ 森 則雄 池田町上荒谷 2 2 - 2 1
ゝ 中村 孝政 池田町東角間 2 1 - 4 - 7
ゝ 井伊 俊昭 池田町菅生 2 8 - 9
ゝ 山崎 俊一 池田町魚見 8 0 - 1 0
ゝ 富田 重弘 池田町水海 7 2 - 1 3
ゝ 山本 登 池田町寺谷 5 - 5 - 2
ゝ 森田五保利 池田町谷口 5 - 1 7
ゝ 松井 靖明 池田町清水谷 5 - 8
監 事 石丸 雅弘 池田町水海 9 0 - 1 4
ゝ 山本 広和 池田町魚見 1 1 6 - 1 5

